

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

[氏名] 在日米国商工会議所 銀行・金融小委員会

[連絡先] 在日米国商工会議所 渉外室 安田美穂

[住所] 〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック 3 9 MTビル10階

[電話番号] 03-3433-7358

[FAX番号] 03-3433-8454

[電子メールアドレス] myasuda@accj.or.jp

[意見]

総論

今回の割賦販売法改正における、悪質商法を排除し消費者保護を図るとの趣旨には賛同する。しかしながら、極めて限定的な場合における消費者への被害を防止するために、あまりに広範な規制が導入されることにより健全なクレジット取引までもが縮小し、大多数の健全な販売店やクレジット利用者の利益を害するような結果を招くことは避けなければならない。

各論

1. 「加盟店管理」「適正与信」のあり方について

訪問販売等特定商取引法の規制対象取引において、クレジット事業者に対し加盟店の調査義務や適正な与信を行う義務を法的に課すべきとの議論が審議会において行われている。しかしながら、加盟店管理といってもその内容は様々であり、法的義務になじまないものも存在する。クレジット業者に対し過度な負担を強いる結果となり得、慎重な検討を要する。かかる義務に起因するリスクはその評価・査定が難しく、クレジット会社の現実的な対応としては、利率の引き上げといった消費者に好ましくない方法で、そのリスクを消費者に転嫁することが考えられる。クレジット会社に加盟店管理義務が課されるのであれば、かかる義務の内容は明瞭・具体的で、かつ必要な範囲に限定されなければならない。この点、クレジット業界における自主的取組は審議会でも報告されているところであり、加盟店管理については、自主規制を中心に検討すべきとの意見に賛同する。また、適正与信義務については、与信のあり方はまさに各社の営業方針に直結する事項であり、法的規制になじまないものと思われる。

2. 個品割賦購入あっせん業者による書面交付義務について

個品割賦購入あっせんにおいて、クレジット会社に対し書面交付義務を課することが議論されている。基本的取引の現場に居合わせる事のないクレジット会社が書面の交付を確保するのは実務上困難であり、クレジット会社に書面交付義務を課するのは取引の実態を無視するものといわざるをえない。この点については、実務及び、書面交付におけるクレジット会社の関与の実態を踏まえて慎重に考慮すべきである。

3. 民事ルール

- (1) 個品割賦購入あっせんにおいて、売買契約と与信契約をともにクーリングオフできるシステムの導入が審議会でも議論されているが、売買契約と与信契約が別個の契約である以上、そのようなシステムの法的根拠・法的効果の処理が明らかではない。よって実務における混乱を最小限にすべく、特に慎重な検討を要する。2004年の特商法の改正により、業者側にクーリング・オフ妨害があったような場合には、クーリング・オフ期間が延長されることとなっており、消費者の利益が適切に守られることになるというべきである。そして、消費者により販売契約が取消されたならば、このような制度を導入しなくとも、法律上の規定や業界の慣行等により、その後クレジット契約は適切に処理されることとなる。そのうえ、この制度が導入されれば濫用のおそれが想定され、今後のこの問題を審議する過程で十分に検討する必要があるというべきである。クレジット業者は、消費者と直接の接触があるものではなく、もしこの制度が導入されたならば、きわめて困難な状況におかれることになる。
- (2) 個品割賦購入あっせんにおいて、既払金の返還に関する議論も行われているが、既存の抗弁接続のみならず、クレジット業者に対し既払金返還までも請求できるとなると、現金での購入、自社割賦の場合に比べ著しく均衡を欠くという弊害が生じる。イギリスにおいて類似の制度があることは審議会において報告されているが、米国を含む他の主要国でかかる制度が導入されているとの報告はない。また、既に受領した金銭についてもクレジット会社の預かり知らぬ事由により返還義務が生じるとなると、クレジット会社は予測できない金銭返還義務を負うこととなり、取引の静的安全の見地から問題が多い。全く無過失の場合にまでクレジット会社が既払金返還義務を負うとなればなおさらである。我々は、そのような厳格な責任を課すことの法的基礎付けを正当に行うことは難しいのではないかと思料する。それは、クレジット与信を伴うその他の商取引にも影響を及ぼすおそれのあるものであって、問題の解決ができたとしても別の問題を多く創り出すことになるのではないかと懸念される。さらに、業者と消費者が結託し、クレジット業者の犠牲のうえに不当な利を得ようとするような制度の濫用のおそれが容易に想像されるものである。

4. 信用情報機関を利用した支払能力の調査の義務づけについて

- (1) 個人信用情報の利用を含む、消費者の支払能力の調査義務については、要求される調査の合理性と、義務化の必要性を考慮して検討されなければならない。過剰与信を防止するためにかかる制度を導入すべきであるとしても、信用照会のコスト等、クレジット会社の負担や与信・取引の形態を踏まえてその内容を検討すべきである。
- (2) 個品割賦購入あっせんにおける総量規制導入については、中間整理においても指摘があるように、年収の多寡が多重債務者となるかどうかの決定的要因とは考えられない。与信審査は個々の利用者を取り巻く様々な事情を考慮して行うものであり、一律の数値基準を原則とすることが過剰与信防止の見地から合理的とは思われない。過剰与信対策にあたっては、むしろ内部統制とスコアリングの情報モデルの充実が重要であり、画一的な規律はより良い消費者信用市場の発展を阻害する可能性があるとの意見に賛同する。むしろ、業界内での自主的な取組みや自主規制団体の規則などで過剰与信の問題への対応をすることで、消費者の利益を守る方向が志向されるべきである。

以上